

公益社団法人 福島県診療放射線技師会会計規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人福島県診療放射線技師会の事業実績および財政状態を把握するため、会計処理に関し必要な事項を定め、もって会の健全なる発展に資する事を目的とする。

(適用)

第2条 この会の会計処理は、定款および会費納入規程によるほか、この規程による。

(会計原則)

第3条 この会の会計処理は、公益法人の基準に準拠し、次に掲げる原則に基づき適正に行わなければならない。

(1) 収入および支出は、予算書に基づいて行う。

(2) この会計処理の原則は、毎事業年度これを継続して適用する。

第4条 この会の会計に関して作成する書類は、次の各号に掲げる通りとする。

(1) 予算書

(2) 現金出納帳

(3) 総勘定元帳

(4) 収支計算書

(5) 貸借対照表

(6) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(7) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(8) 財産目録

(9) 資金調達および設備投資の実績を記載した書類

(会計責任者)

第5条 会計事務責任者は、会計担当理事とし、会の会計事務を掌握管理する。

(書類の保存)

第6条 予算書・会計帳簿および計算書類の保存期間は5年とする。

(金融機関との取引)

第7条 金融機関との取引の開始および解除は、会長の承認を得て行う。

2 金融機関との取引は、すべて会長名義で行い、会計責任者が管理する。

(予算)

第8条 予算は、事業計画に基づき、現実との乖離が最小となるよう会長と会計責任者が適正に編成する。

2 予算書は、収入及び支出の部から構成され、当該事業年度に見込まれるすべての収支内容を明示するものでなければならない。

3 予算の執行にあたり、各大科目の予算額はこれを流用する事ができない。
ただし、次に掲げる事項は、会長の承認を得て行うものとする。

- (1) 同一大科目における中科目以下の予算の流用
- (2) 予備費の流用

(決 算)

第 9条 会計責任者は、毎年事業年度を持って第4条に定める会計書類を作成し、会長に提出する。

(監 査)

第10条 会長は前条の会計決算書類に事業報告書を添え、理事会で承認を得た後、通常総会の10日前までに、監事の監査を受けなければならない。

- 2 この場合、監事の意見書を添付するものとする。

(委 任)

第11条 この規程に定めるもののほか、会計に関する必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、理事会の議決を得なければ変更する事ができない。
- 2 この規程は、公益社団法人福島県診療放射線技師会の設立の登記の日
(平成25年4月1日) から施行する。